

第六十八回国会 参議院農林水産委員会會議録第二号

昭和四十七年三月十日(金曜日)
午後一時十九分開会

委員の異動

一月二十日

辞任

初村瀧一郎君

補欠選任

橋 直治君

辞任

橋 直治君

補欠選任

初村瀧一郎君

一月三十一日

辞任

鶴岡 哲夫君

補欠選任

戸叶 武君

二月三日

辞任

二宮 文造君

補欠選任

塩田 啓典君

二月二十八日

選任

中村 登美君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

高橋雄之助君

亀井 善彰君

園田 清充君

中村 波男君

前川 且君

宮崎 正義君

梶木 又三君

小林 国司君

初村瀧一郎君

星野 重次君

堀本 宜夷君

川村 清一君

工藤 良平君

国務大臣

農林 大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房技

術審議官

農林大臣官房予

算課長

農林省農林經濟

局長

農林省農政局長

農林省農地局長

農林省蚕糸園芸

局長

農林水産技術会

議事務局長

食糧庁長官

林野庁長官

事務局側

常任委員会専門

員

宮田 秀雄君

加賀山国雄君

亀長 友義君

福田 省一君

赤城 宗徳君

佐藤 隆君

中野 和仁君

遠藤 寛二君

松本 作衛君

小暮 光美君

内村 良英君

三善 信二君

荒勝 巖君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

秀三君

啓典君

長年君

大願君

登美君

一彦君

武君

ります。

このため、昭和四十七年度におきましては、構造、生産、価格等の各般にわたる施策をさらに強力に推進し、農政の本格的な展開をはかるため一段と努力を傾けてまいる所存であります。

まず、構造政策の推進と農業団地の育成について申し上げます。

わが国農業をめぐる内外のきびしい情勢に対処しつつ、農業の近代化を一層促進するためには、言うまでもなく生産規模の拡大が必要であり、このため、第二次構造改善事業をはじめとする一連の構造政策をさらに強力に推進する必要があります。それと同時に、最近のわが国農業をめぐる社会的経済的諸条件の推移にかんがみ、農業の体質改善を早急に取り進めるためには、農業生産及び流通加工等の体制を団地的に再編整備して高効率な農業の展開をはかることが緊要であります。

このため、新たに地域と作目の特性に即しつつ、農業生産基盤の整備、近代的な機械・施設の導入、各種の生産の組織化を進め、高効率な農業生産を可能とするような農業生産団地の育成を強力に推進するとともに、これらと有機的な関連をもつて、広域にわたる流通、加工等の体制を整備する広域農業団地の形成をはかっていくこととしております。

また、農業基盤の整備につきましても、農業団地の形成をはじめとする各種施策の基盤をなすものとしてきわめて重要でありますので、引き続きその拡充実施をはかることと、あわせて農家の生産と生活の場である農村の環境整備についても努力を払ってまいる考えであります。

次に、農業生産につきましても、当面、米が過剰であるという基調に変わりはないと考えられますので、引き続き、計画的に米の生産調整と稲作転換を促進するとともに、食料需給のバランスをとれた望ましい農業生産の姿を実現するよう、需要の動向と地域の特性に即応した農業生産の再編成をはかることが必要であります。

このため、稲作については、転作の推進にあわせて需要の動向に見合った良質の米が高い生産性をもつて生産されるよう適地における稲作経営の合理化をはかる方向でその生産の近代化を推進するとともに、畜産、野菜、果樹、養蚕、畑作物等需要の増大する農産物については、生産、流通、加工等の各過程を通ずる施策を一段と拡充強化するほか、果樹共済の制度化をはかること等、その生産の強力な振興をはかってまいる考えであります。

さらに、農産物価格流通対策につきましても、これが生産者の生産活動と所得確保にとつても、消費者の生活安定にとつても大きな影響を与えることにかんがみ、農業の体質改善と農業生産の再編成という基本的方向に沿って、肉用牛、加工用果実等需要の増大する農産物の価格安定対策の拡充強化をはかることと、農産物が安定的かつ適正な水準で消費者に供給されるよう農産物の流通、加工全般にわたる合理化、近代化をはかってまいりたいと存じます。特に、野菜につきましても、消費者物価問題との関連も考慮し、生産から価格、流通の各般にわたる対策について大幅な拡充強化をはかることとした次第であります。

次に林業について申し上げます。

林業につきましても、近年、外材輸入の増大、木材価格の低迷、労働力の不足等情勢はきわめてきびしく、またこのような状況の中で林業の経営は著しく悪化してきております。このため、今後は、林道等生産基盤の整備、林業構造改善、林産物の生産、流通の合理化等をより一層強化して推進するとともに、森林の持つ公益的機能が十分に発揮されるようつとめてまいりたいと存じます。

国有林経営につきましても、四十八年度実施を目標に、その抜本的改善につき総合的検討を進めてまいる考えであります。

また、水産業につきましても、資源の制約、国際規制の強化、公害の進行等の諸事情のもとで増大する需要に供給が十分対応できないなど種々困

難な問題をかかえておりますので、これらに対処して、海洋新漁場の開発と沿岸における増養殖の推進による水産資源の開発をはかることと、漁港等漁業生産基盤の整備、沿岸漁業の構造改善、流通の合理化等を今後とも積極的に推進し、動物たん白供給産業としての水産業の確立をはかってまいりたいと存じます。

なお、沖繩につきましても、本土復帰に伴い、本土との間の格差を早急に是正するため、生産基盤の整備と経営の近代化を重点とする農林水産業関係施策を急速かつ広範に進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げました農林水産業に対する施策の推進をはかるため、昭和四十七年度予算の編成にあたりましては、所要の財源の確保につとめ、主要な施策を推進するために必要な経費につきましても、重点的にこれを計上いたしたつもりであります。

さらに、これらの施策を効率的に行なうため、今後の農政の方向に対応して、農林省の組織を再編整備して、構造改善局、農畜園芸局及び食品流通局を新設するなど、その体制を一新する改正を行なうこととした次第であります。

また、必要な法制の整備につきましても、所要の法律案を御提案申し上げていくところであります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、農林水産行政推進のために、今後とも本委員会及び委員各位の御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋雄之助君） 次に、昭和四十七年度農林省関係予算について説明を聴取いたします。

佐藤農林政務次官

○政府委員（佐藤隆君） 昭和四十七年度農林関係予算についてその概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十七年度の一般会計における農林関係予算の総体につきましては、農林省所管合計

は一兆二千九億円で、これに総理府、厚生省及び建設省の他省所管の農林関係予算を加えた農林関係予算の総額は一兆二千九百九十七億円となり、これを昭和四十六年度の当初予算と比較しますと二千一百三十九億円の増加となります。

以下、この農林関係予算の重点事項について御説明いたします。

第一に、農業の体質改善に関する予算について申し上げます。

わが国経済の発展とその急速な国際化の進展に対応して、わが国農業を早急に国際競争に耐え得る生産性の高い近代的農業として確立することを目途に、従来からの構造政策を拡充実施するほか、新たに、農業団地の育成を強力に推進することとしていきます。

まず、農業団地の育成について申し上げます。

畜産、野菜、果樹、畑作物等について、土地基盤の整備と相まって、近代的な機械、装置の導入を中心に、団地として農業生産の組織化をはかるため、新たに、高効率生産団地育成事業を実施することとし、総額五十七億一千一百万円を計上しております。

また、農業団地育成対策の一環として、広域農業団地整備事業については四十一億三百万円、広域農業団地農道整備事業については一億六十三億二千八百万円をそれぞれ計上して事業の拡充をはかり、これを推進することとしております。

さらに、一定の地域全体を対象として、生産基盤と農村環境の総合的整備を行なうモデル農業団地の形成を進めるとして、新たに、農村基盤総合整備パイロット事業及び農村施設等総合整備事業を実施することとし、それぞれ四億四、五億九千七百万円を計上しております。

また、農業団地等における農地保有の合理化を特に推進するため、新たに、農地保有合理化法人に対し全国農地保有合理化協会から無利子の土地買入れ資金を貸付付けて農地保有合理化促進特別事業を行なうこととし、このため二十億圓を計上しております。

畑地帯の総合土地改良につきましては、八十四億三百万円を計上して、事業の拡充をはかること

業の活用を行なうほか、農業改良資金による作付条件の整備、家畜導入事業、都道府県における野

画的な生産出荷を奨励するため、計画生産出荷奨励金を交付するとともに、価格低落時の価格補てき

ルーツの自由化に対処して、新たに、晩かん類生産出荷合理化緊急対策事業を実施することとしております。

特産物等畑作物の生産対策としては、特産物生産団地育成事業、特産農業センター設置事業

業、てん菜大規模集団産地推進事業等を新たに実施することにも、引き続き、畑作地域集団営農パイロット事業、花きモデル集団産地育成事業等を推進することとしております。

次に、米麦の生産改善であります。稲作につきましては、米生産総合改善パイロット事業及び大規模共同育苗施設設置事業のほか、稲作の一その省力化をはかるため、直播稲作推進事業を新たに実施することとし、また、麦作につきましては、麦作団地の育成をはかることとしております。

これら農畜園芸関係の生産対策として合わせて九十九億五千六百万円を計上しております。

また、果実の価格、流通対策につきましては、引き続き、果汁工場設置等につき助成するほか、新たに、加工原料用果実の価格が著しく低落した場合に生産者に対し価格補てんを行なうため、加工原料用果実価格安定基金協会の制度を設け、これに助成することとしており、これら果実の価格、流通対策として十六億三千四百万円を計上しております。

このほか、砂糖及び甘味資源作物の価格安定対策として五十六億三千二百万円、大豆なたね交付金等として十九億三千二百万円を計上しております。

第四に、食品流通加工の近代化と消費者対策の充実について申し上げます。

近年、国民の必要とする生鮮食品等の流通を円滑化し、消費者物価の安定をはかることが強く要請されていることにかんがみ、野菜を中心とする食品の流通加工の改善をはかり、消費生活の安定に資するための事業を積極的に推進することとしております。

このため、さきに御説明しましたように、野菜対策等を大幅に拡充することとしておりますが、このほか、中央卸売市場及び地方卸売市場の施設整備、総合食料品小売センターの設置、生鮮食料品等集配センターの設置及び青果物安定販売指定店の低温貯蔵施設の設置につき助成するなど、消費

地における生鮮食料品等の流通機構の整備を一その推進することにも、農林物資規格表示制度の充実、食品テスト車の設置等の消費者保護対策、中小企業の近代化、食品関係企業対策等の強化をはかることとし、合わせて五十五億九千一百万円を計上しております。

第五に、農村の総合的整備開発と農業従事者の福祉の向上について申し上げます。

農家の生産と生活の場である農村の総合的整備開発を進めるため、新たに、八百十地域につき農業振興地域整備計画を樹立して農業振興地域制度の適切な運営をはかるとともに、農村地域への工業導入を積極的に促進するための計画策定と関連基盤整備事業の実施、自然休養村の計画策定等を推進することとし、十四億五千五百万円を計上しております。

さらに、農林漁業用道路の整備拡充、生活改善普及事業、振興山村農林漁業特別開発事業、山村開発センターの設置事業等を引き続き実施するとともに、農山漁村同和対策を拡充するほか、新たに、第二次山村対策事業を実施するための開発整備計画の樹立指導を実施することとしております。

第六に、林業の振興に関する予算について申し上げます。

林業生産基盤の整備につきましては、林道事業及び造林事業を計画的に推進することとし、それぞれ、二百十億一千七百万円、一百三十六億九千七百万円を計上しております。

また、治山事業につきましては、第四次治山事業五カ年計画の発足をはかることとし、その初年度として、四百七十億三千八百万円を計上しておりますが、このうち、六十六億円を国有林野内臨時治山事業に充てることとしております。

さらに、林業構造改善事業につきましては、新たに、全国一千地域において総事業費一千八百億円の第二次事業に着手することとしておりますが、四十七年度においては百地域について計画樹立を行なうこととし、第一次事業の計画的実施と

合わせて六十五億七千四百万円を計上しております。

このほか、森林施業の大型化と省力的技術の普及を促進するための林業技術実習指導施設の整備、共同施業計画の編成促進等森林計画制度の推進、林産物の生産流通の改善、林業労働力対策の拡充強化等を行なうこととしております。

第七に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。

漁業生産基盤の整備につきましては、漁港整備事業、大型魚礁設置事業及び浅海漁場開発事業を計画的に推進するとともに、新たに大規模な増養殖場の開発のための調査に着手することとし、合わせて三百九十四億八千七百万円を計上しております。

海洋新漁場開発の推進と漁業資源の維持増大につきましては、海洋新漁場開発調査の拡充、漁況海況予報事業の整備、水産資源の保護増養対策の強化等をはかるほか、栽培漁業につき全国的な推進のための基礎調査に着手する等その充実をはかることとし、合わせて三十二億七千九百万円を計上しております。

また、沿岸漁業構造改善事業につきましては、第二次事業の計画的推進をはかるとともに、第一次事業の補足整備事業を実施することとし、合わせて二十億三千六百万円を計上しております。

水産物の流通加工の改善につきましては、引き続き、水産物産地流通加工センターの計画的整備等を推進するほか、魚介類冷凍加工モデル施設等の設置に新たな助成等、水産物流通消費改善事業の内容を拡充することとし、合わせて十二億五千四百万円を計上しております。

なお、漁船損害補償制度の実施費として十七億九百万円、漁業災害補償制度費として十六億七千九百万円を計上しております。

第八に、農林漁業金融の拡充について申し上げます。

新規貸し付け計画額を二千九百七十億円に拡大し、農林漁業経営構造改善、基盤整備等に必要資金の拡充をはかることとし、この原資として財政投融資二千七百七十二億円を予定するとともに、同公庫に対し補給金二百四十二億三千七百万円を交付することとしております。

次に、農業近代化資金制度につきましては、貸し付け資金ワクを三億円とし、所要の利子補助補助等を行なうとともに、農業信用基金協会に対する都道府県の出資について引き続き助成する等農業近代化資金にかかる信用保証制度を充実することとし、総計七十九億四千三百万円を計上しております。

また、農業改良資金制度につきましては、貸し付け資金ワクを百八十四億二千六百万円に拡大し、これに要する経費五十四億四百万円を計上しております。

さらに、漁業近代化資金制度につきましては、貸し付け資金ワクを四百五十億円に拡大することとし、これに要する経費八億八千万円を計上しております。

以上のほか、農林漁業施策の推進のために重要な予算について申し上げます。

まず、農林水産業の試験研究につきましては、新しい要請にこたえるため、野菜、畑作物の生産流通技術に関する総合研究等の実施、野菜試験場の新設、食糧研究所の食品総合研究所への改組等を行なうとともに、試験研究費の増額、試験研究施設により試験研究の拡充強化をはかることとし、これらに要する経費として二百一十一億二百万円を計上しております。

次に、農林水産業の改良普及事業につきましては、農業改良普及事業について、普及活動関係費の増額を含め百九億五百万円、生活改善普及事業について新たに農家高齢者生活開発パイロット事業等を行なうこととして二十三億八千二百万円、畜産経営技術指導事業及び蚕業技術の普及指導について、それぞれ五億七千九百万円、十六億

四百万円を計上しております。林業普及指導事業については二十一億一千六百万円、水産改良普及事業については三億五千五百万円をそれぞれ計上しております。

このほか、農業災害補償制度の実施につきましては、所要の掛金国庫負担、農業共済団体事務費の負担等の経費として四百九十六億五千六百万円を計上するとともに、農林統計調査の充実整備に三十九億五千五百万円、農業団体の整備強化に六十二億九千四百万円、農業資材の価格流通対策として四十六億四千五百万円、農産物の輸出振興対策として十八億四千四百万円、農林漁業関係災害対策公共事業として四百八十八億二千九百万円、また、農林漁業関係公害対策として農業関係水質汚濁対策、農用地土壌汚染対策等について四十六億二千五百万円をそれぞれ計上しております。

なお、沖縄復帰に伴い、沖縄における農林水産業の振興をはかるため、生産基盤の整備、経営の近代化、技術の開発普及、農産物の価格の安定等に重点を置いて各般の事業を推進することとし、総額百二十八億六千四百万円を計上しております。

次に、昭和四十七年度の農林関係特別会計予算について御説明いたします。

第一に、食糧管理特別会計につきましては、国内米、国内麦及び輸入食糧につき食糧管理制度の適切な運営をはかるため、米の生産調整対策及び自主流通米との関係に配慮するとともに、過剰米の計画的な処分を引き続き実施することとし、所要の予算を計上しておりますが、一般会計からは、調整勘定へ二千六百五十三億円、過剰米の処理にかかる損失の計画的補てんに充てるため、国内米管理勘定へ六百十七億円を繰り入れることとしております。

また、国内産いもでん粉及び輸入飼料の買入れ等の実施のため、一般会計から、農産物等安定勘定へ八億円、輸入飼料勘定へ三十九億円をそれぞれ繰り入れることとしております。

第二に、農業共済再保険特別会計につきましては

は、農業災害補償制度の運営のため、必要な予算を計上しており、一般会計から総額三百三億九百万円を繰り入れることとしております。

第三に、国有林野事業特別会計につきましては、国有林野事業の財務状況の著しい悪化に対処し、生産性の向上、間接的経費の節減等の合理化措置を講じ、収支の不均衡の拡大をできる限り防止することとしておりますが、国有林野事業勘定の歳入予定額は一千六百五十五億九千七百万円、歳出予定額は一千七百五十五億九千七百万円でありまして、差し引き歳出超過額百億円は前年度からの持ち越し金をもって充当することとしております。また、治山勘定において実施する国有林野内臨時治山事業につきましては、一般会計から六十六億円を繰り入れ、大幅な拡充をはかることとしております。

第四に、漁船再保険及漁業共済保険特別会計につきましては、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の実施のため必要な予算を計上しており、一般会計から総額三十一億六千九百万円を繰り入れることとしております。

以上のほか、自作農創設特別措置、特定土地改良工事、森林保険及び中小漁業融資保証保険の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、昭和四十七年度の農林関係財政投融資計画について御説明いたします。

財政投融資の計画額としましては、農林漁業金融公庫、農地開発機械公社、森林開発公社、八郎潟新農村建設事業団及び特定土地改良工事特別会計につきましても、総額二千四百三億円の資金運用部資金等の借り入れを予定しております。

これをもあまして、昭和四十七年度農林関係予算及び財政投融資計画の概要の御説明を終わります。

○委員長(高橋雄之助君) 本件についての質疑は後日に譲ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

二月四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、狩猟者団体制定に関する請願(第七号)(第一五号)(第二七号)(第四五号)(第五八号)(第六三号)(第六四号)(第七七号)(第八〇号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八七号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)(第一〇八号)(第一二二号)(第一二五号)(第一二三号)(第一二四号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五七号)(第一五八号)(第一六九号)(第一七三号)(第一七五号)(第一九二号)(第一九二二号)(第一九四号)(第一九五号)(第二〇二号)(第二二三号)(第二二五号)
- 一、国産材の振興対策等に関する請願(第八号)(第三五号)(第五六号)(第六五号)
- 一、山村開発次期対策の早期実現に関する請願(第九号)(第三四号)
- 一、農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願(第一二号)(第一二二号)(第二八号)
- 一、国内林業の抜本的振興対策に関する請願(第一六号)
- 一、さけ、ますはえなわ漁業の転換に関する請願(第一七号)
- 一、昭和四十六年度農作物の冷害による減収対策に関する請願(第一八号)
- 一、米の検査規格五等米の存続に関する請願(第一九号)
- 一、国際海洋法の制定促進に関する請願(第二〇号)
- 一、家畜共済制度の改正に関する請願(第四八号)
- 一、農林年金制度改善に関する請願(第七一号)(第七三三号)(第七七八号)(第九二二号)
- 一、中小漁業経営改善資金対象範囲の拡大に関する請願(第二二七号)

する請願(第二二七号)

一、特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願(第二三八号)(第二三九号)(第一四〇号)(第一四二号)(第一四四号)(第一四三三号)(第一四四四号)(第一四五五号)(第一四六号)(第一四七号)

第七号 昭和四十六年十二月二十九日受理

狩猟者団体制定に関する請願

請願者 石川県河北郡津幡町字飯生八

西田正栄外六名

紹介議員 嶋崎 均君

狩猟関係法令違反及び狩猟事故等に対処し、狩猟秩序の維持と向上を図るため、狩猟者団体制定し、現在の狩猟者団体の体質を改め、狩猟者は全員狩猟者団体に加入するよう措置されたい。

理由

狩猟による事故や関係法令違反があとをたらず、遺憾な現状を呈しているが、狩猟は多種多様な者が広範な地域で行なり性格のものであり、関係当局者の非常な努力はあつても、単なる取締等では狩猟者を心服させる効果はあげることが不可能である。現在の狩猟者団体は人的組織については何等の法的規制がないので、非会員も相当数存在することから、法令違反防止に関する指導や狩猟被害に関する損害補償制度の完全実施などについてはすでに限界に達しており、これ以上の効果をあげることが期待できないので、今後は狩猟者団体の制定によつて全狩猟者が全員団体に加入し、強い責任体制のうえにたつて活動しうるようにより早急に措置する必要がある。

第一五号 昭和四十七年一月七日受理

狩猟者団体制定に関する請願

請願者 東京都中野区中野六ノ一九ノ一〇

小杉保二外九十九名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二七号 昭和四十七年一月八日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 静岡市本通六ノ一静岡猟友会内

大石省三外五十七名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四五号 昭和四十七年一月十日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 東京都大田区北千束二ノ七ノ一

徳田清作外百五十四名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五八号 昭和四十七年一月十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡黒埼村大字島原新

田五五ノ一 宗村長男外百十八名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六三号 昭和四十七年一月十二日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二通)

請願者 新潟県柏崎市東本町三ノ四ノ三四

飯田欣三郎外四百五十九名

紹介議員 片山 正英君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六四号 昭和四十七年一月十二日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 石川県河北郡七塚町松浜ロノ二〇

南一男外八名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七七号 昭和四十七年一月十三日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 東京都国分寺市本町三ノ五ノ一四

浅見寿一外二百三十二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 東京都国分寺市本町三ノ五ノ一四

浅見寿一外二百三十二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇号 昭和四十七年一月十七日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区大京町二二社団法人

東京都猟友会四谷支部内 植月浅

雄外二百十五名

紹介議員 片山 正英君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八二号 昭和四十七年一月十八日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町枝川一、〇八

〇 久万田安馬外千二百八十六名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三号 昭和四十七年一月十八日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(八通)

請願者 宮城県宮城郡宮城町上愛子倉内七

庄子良松外千五百五十四名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八四号 昭和四十七年一月十八日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区富士見二ノ二ノ一

六社団法人東京都猟友会麹町支部

内 河合繁外六百六十三名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八七号 昭和四十七年一月十九日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 栃木県那須郡黒羽町大字寺宿五六

七 佐藤武士外六百六十五名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九五号 昭和四十七年一月二十日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二通)

請願者 京都府天田郡三和町字荒原中 藤

田勝司外百五十二名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九六号 昭和四十七年一月二十日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須野町大字槻沢

九五 薄井茂外百十四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九七号 昭和四十七年一月二十日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二通)

請願者 静岡県御殿場市東山七三七ノ一二

静岡県駿東郡友会内 小宮山博外

二千九十七名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇二号 昭和四十七年一月二十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 栃木県矢板市泉四六〇 石崎武雄

外五百一名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇三号 昭和四十七年一月二十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡太良町大字多良一、

九一二 江口末男外七百七十九名

紹介議員 鍋島 直紹君

第一〇四号 昭和四十七年一月二十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 東京都大田区中央六ノ一ノ一五

清田亮造外百一名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇八号 昭和四十七年一月二十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 東京都荒川区荒川七ノ三〇ノ一

日野原長外二百三十六名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二二号 昭和四十七年一月二十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(六通)

請願者 愛知県瀬戸市品野町五ノ三二四瀬

戸市品野猟友会内 加藤良通外七

百六十九名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二三号 昭和四十七年一月二十二日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字伊王野六

九三 峯岸嘉和外三十二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二三号 昭和四十七年一月二十四日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 栃木県黒磯市野間二七ノ二 大野

藤太外二百十名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(二通)
請願者 京都府福知山市字中佐々木 広瀬
輝夫外二百十五名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四八号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(二通)
請願者 新潟市浜浦町一ノ二六〇 高橋楨
吉外五十名
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四九号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 徳島県麻植郡美郷村中谷一五二
尾崎順美外二百五十二名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五七号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 東京都墨田区立川二ノ九ノ五本所
獵友会内 國塚時三郎外二百二十
五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五八号 昭和四十七年一月二十四日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区杉栄町四ノ九一名古
屋市連合獵友会内 宮本勝司外千
十一名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一六九号 昭和四十七年一月二十五日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(六通)

請願者 京都府船井郡丹波町須知新町一八
竹元武雄外八百十三名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七三号 昭和四十七年一月二十五日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 東京都中央区月島一ノ一ノ一二
長谷川高次郎外五十四名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七五号 昭和四十七年一月二十五日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町県林政課内社
団法人愛媛県獵友会会長 野本広
一外千五百三十名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九一号 昭和四十七年一月二十六日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町一ノ六
ノ一五 山本信吾外二十三名
紹介議員 片山 正英君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九二号 昭和四十七年一月二十六日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 三重県四日市市中部二ノ五 錦
安吉外四百十三名
紹介議員 久保田藤磨君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九四号 昭和四十七年一月二十七日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(三通)
請願者 愛知県豊橋市南瓦町八三豊橋獵友

会内 木村道治郎外五百七十二名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九五号 昭和四十七年一月二十七日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(二通)
請願者 佐賀県藤津郡野野町大字下宿丙
二、四〇〇ノ三〇 菅田菊一外百
三十二名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇一号 昭和四十七年一月二十七日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(二通)
請願者 東京都港区南青山三ノ一三ノ二二
小山三三人外五十九名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二三号 昭和四十七年一月二十八日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 静岡県清水市追分一ノ二ノ一〇株
式会社渡辺銃砲火薬店內清水獵友
会内 加藤清外七百九十一名
紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二五号 昭和四十七年一月二十八日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 東京都八丈島八丈町大賀郷 菊池
常広外二十一一名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八号 昭和四十六年十二月二十九日受理
国産材の振興対策等に関する請願(五通)
請願者 群馬県勢多郡黒保根村黒保根村長
小林儀一郎外四名

紹介議員 佐田 一郎君

国産材の振興対策として左記事項の実現を期され
たい。

- 一、国産材の需要安定対策について、
1 国は毎年全体的な素材需給計画を樹立し、
外材の輸入量が需要計画に見合うように輸入
調整機能を強化するとともに、外材に対する
輸入課徴金制度等の措置を強力に講ずること。
2 国産材の需要開発とPR運動を国が中心と
なつて積極的に展開するとともに、全森連、全
木連、大口需要者、住宅産業を含めた国産材
需要対策会議(仮称)を設置して、国産材需
要の安定と供給の計画化をすすめるための対
策を講ずること。
3 内陸製材業の振興を図るため低利の運転、
設備資金の確保につとめること。
二、森林組合の強化育成対策について、
1 森林組合の強化育成を目的とする
単独法の早期制定を図ること。
2 森林組合の広域的な再編成を推進するに必
要な助成措置を講ずること。
3 国費による「森林組合専任指導員」を設置
し、再編成の終了した大型森林組合への駐在
制度を創設すること。
4 労働力の不足に対応しつつ効率的な労働組
織の確立と定着化を図るため、森林組合の労
務班員を対象に生活不安の解消並びに老後の
保障対策等を確立するとともに、生活環境の
改善に必要な住宅の新築、福利厚生施設等
に対する助成措置を創設すること。
三、林道事業の拡充について、
1 林道の整備拡充を積極的に推進すること。
2 林道事業費の拡大と補助率の引上げを行な
うこと。
3 林道舗装対象の拡大を図ること。
4 林道の維持補修費について適切な財源措置
を講ずること。
5 林道用地補償費を補助対象とすること。

6 林道の維持補修及び簡易林道の自力開設を促進するため、ブルドーザーなど林業土木機械の導入費助成を行なうこと。

四、林業労働力対策の改善について、

1 林業従事者の通年就業促進対策事業の現行の助成要件は、林業就労の実態に即してないいきりがあるもので、条件の緩和を図るとともに制度の効果をいっそうあげるよう拡充強化すること。

2 林業従事者に対する失業保険の当然適用を早期に実現すること。

3 林業従事者の技術、防災等の教育、訓練を強化すること。

4 労務班の育成強化等林業従事者の労働環境等の整備を図るため、林業労働環境整備促進対策を拡充強化すること。

5 林業従事者の長期的な確保のための施策を確立すること。

五、森林の公益的機能の充実に策について、

1 公益性の強い森林の整備を促進するため、従来の保安林制度のほかに新しい制度、たとえば公益林の確立を図ること。

2 「公益林」の確保と保全に必要な補償制度を確立すること。

3 「公益林」のうち、とくに保健休養、風致林等については、国県等において買い上げのよう措置すること。

4 公益林に対する税制上の優遇措置を講ずること。

第三五号 昭和四十七年一月十日受理
国産材の振興対策等に関する請願(十通)

請願者 岐阜県吉城郡国府町今 坂口伝蔵
外九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五六号 昭和四十七年一月十一日受理
国産材の振興対策等に関する請願

請願者 新潟県新井市大字新井五三三ノ一
新井市長 池田正晴
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六五号 昭和四十七年一月十二日受理
国産材の振興対策等に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町津別地区林業
協同組合理事長 国安彬
紹介議員 片山 正英君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九号 昭和四十六年十二月二十九日受理
山村開発次期対策の早期実現に関する請願(五通)

請願者 群馬県勢多郡黒保根村黒保根村長
小林儀一郎外四名
紹介議員 佐田 一郎君

山村開発次期対策として、

一、山村開発事業債を創設すること。

二、各種補助金の補助率の引上げ及び予算単価の増額を図ること。

三、山村における基幹的市町村道建設を都道府県において行なうこと。

四、山村開発の財源確保のため、工業用水、上水道に負担金を課する制度及び観光開発税を創設すること。

五、へき地医療対策の強化充実に図ること。

六、山村地域の総合的開発を行なうための事業主体として山村開発事業団を設立すること。

等を実現するための立法措置を早急に検討されたい。さらに、必要な予算を昭和四十七年度政府予算に計上されたい。

理由

山村振興法制定後すでに六年を経過し、振興事業の成果もあがりつつあるが、財政援助の不十分などのため、振興事業の規模が小さく、かつその進行がおくれている。山村における生産基盤及び生活環境はまだ整備されないものが多く、人口の減少はさらに進み、山村の実情はまことに憂慮すべき

きがある。また他面においては、急速な経済成長に伴って生じつつある自然の汚染破壊、生活環境の劣悪化に對して、健全な国民生活の確保に必要な「緑と太陽の空間」等として、山村地域が再評価されてきた。以上の事態にかんがみ、山村住民の所得及び福祉の向上を図るとともに、国土全体の均衡ある発展を期して、山村地域の開発を促進するために強力な次期対策を早急に実施する必要がある。

第三四号 昭和四十七年一月十日受理
山村開発次期対策の早期実現に関する請願(十通)

請願者 岐阜県吉城郡国府町今 坂口伝蔵
外九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一七号 昭和四十六年十二月二十九日受理
農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願(三十五通)

請願者 静岡県庵原郡蒲原町小金四二七番
原町農業協同組合役職員会内 飯田信寛外千七百五十五名
紹介議員 川野辺 静君

農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度について、左記のとおり改善措置を講ぜられたい。

一、給付に要する費用の国庫補助率を当面二十パーセントとすること。

二、財源調整費の補助を定率化(当面五パーセント)すること。

三、その他所要の財源措置を講ずること。

四、最低保障額を国家公務員共済に準じて、昭和三十四年一月までの法本則の水準まで引き上げること。

五、旧法平均標準給与算定のさいの頭打ちの措置を撤廃すること。

六、年金の額の改定についてはスライド制を確立すること。

第二二八号 昭和四十六年十二月二十九日受理
農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願(百二十八通)

請願者 静岡県田方郡天城湯ヶ島町青羽根
一四〇ノ一城湯ヶ島町森林組合
長 遠藤源治外四千三百六十七名
紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第二八号 昭和四十七年一月八日受理
農林年金(農林漁業団体職員共済組合)制度改善に関する請願(四十一通)

請願者 静岡県賀茂郡西伊豆町田子一、六
〇三ノ二四田子漁業協同組合長
松田惣之助外二千三百五十七名
紹介議員 山本敏三郎君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第一六六号 昭和四十七年一月七日受理
国内林業の抜本的振興対策に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

林業経営は、輸入外材の増進による圧迫、農山村における人口流出による林業労働力のひっ迫、自然保護による施業制限等により重大な危機に直面しているから、国は、林業生産者のため、財源のねん出をはかり、生産者に対する各般の助成かき上げを含め、国内林業の抜本的振興対策を早急に確立されたい。

第一七号 昭和四十七年一月七日受理
岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

北洋さけ、ますはえなわ漁業は、近く流網漁業への転換が図られるといわれるが、これが転換にあつては、左記事項の実現を図られたい。

一、操業海域を流網漁業と同区域とすること。
二、漁船率を母船流網漁業と同率とすること。
三、漁船された漁業許可受有者に対する補償金は、国において全額負担すること。
四、流網転換に要する資金は、国において措置すること。

第一八号 昭和四十七年一月七日受理
昭和四十六年度農作物の冷害による減収対策に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

昭和四十六年度農作物は、冷害により予想以上の減収で、岩手県農家の生活に大きな影響を与えているから、左記のとおり、すみやかに適切な措置を講ぜられたい。

一、等外米の買入れについては、出回り数量のいかにかわからず、買入れ限度数量内として取り扱うこと。
二、自作農維持資金のわくの拡大と限度額の増額を図ること。
三、救済対策としての土木事業をすみやかに実施できるように配慮すること。

第一九号 昭和四十七年一月七日受理
米の検査規格五等米の存続に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

米の検査規格の玄米等級区分一―五等、等外、規格外の七区分を上位等級米生産が安定するまでの間、存続されたい。

理由

本県における四十六年の稲作概況は、指数九十四パーセントであつて、減収に加えて下位等級米の増加が目立つている。これは、冷害等の影響によるものである。農業災害は今後も予想されるものであり、米の検査規格五等米の廃止は生産者の営

農に与える影響は大きい。

第二〇号 昭和四十七年一月七日受理
国際海洋法の制定促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

国際海洋法をすみやかに制定し、わが国魚族資源の確保をはかられたい。

理由

戦後の沿海国における領海、漁業専管水域、大陸棚の所有権宣言など先進国、開発途上国を問わず自国の権益主張のため、わが国沿岸沖合漁業がこころむる損失ははく大なものである。

第四八号 昭和四十七年一月十一日受理
家畜共済制度の改正に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五〇鹿兒島
県議会議員 佐多崇二
紹介議員 柴立 芳文君

家畜共済制度について、左記事項の実現を図られたい。
一、農家負担軽減のため、家畜共済、獣医師等の人件費に対し助成措置を講ずること。
二、診療技術料、薬価基準を改正すること。

理由

現在の畜産形態は、多頭化がすすみ、企業畜産へと移行しているが、今日の家畜共済制度は独立採算制のため、年々増加する人件費を農家負担のみでまかなうことは困難であり、十分にその目的を達し得ない面が多い。

第七二号 昭和四十七年一月十二日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷田町二ノ三七全
農協労連内 飯塚和夫外千二十六
名
紹介議員 松井 誠君

農林年金制度について、左記のとおり改善措置を講ぜられたい。
一、給付に要する国庫補助を厚生年金なみの二十パーセントとすること。
二、財源調整費を定率化六パーセントとすること。
三、整理資源率は全額国庫負担とすること。
四、年金の物価スライド制を確立すること。
五、遺族年金の受給資格を厚生年金なみに改めること。
六、任意継続組合員制度を現行どおりとする。七、掛金の負担割合は現行の労使折半を団体七、組合員三の割合に改正すること。
八、沖縄復帰に伴う関係役職員の年金制度は、本土と共通の扱いとし、不利益扱いをしないこと。なお、これに要するいつさいの財源は国が負担すること。

農林年金制度について、左記のとおり改善措置を講ぜられたい。

第七三号 昭和四十七年一月十三日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市東町二三八鹿島市農
協職員組合内 下村謙美外四百四十
名
紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第七八号 昭和四十七年一月十四日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 北海道中川郡豊頃町茂岩豊頃農協
職組内 堀田一夫外二百二十五名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第九二号 昭和四十七年一月十九日受理
農林年金制度改善に関する請願

請願者 岩手県江刺市稲瀬字大文字一七ノ
一 岩淵光外四十八名
紹介議員 岩動 道行君

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二二七号 昭和四十七年一月二十四日受理
中小漁業経営改善資金対象範囲の拡大に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議会議員 下条正雄
紹介議員 那 祐一君

カツオ釣り漁船の大型化についても、マグロはえなわ漁船からの転換船同様、中小漁業振興特別措置法に基づく中小漁業経営改善資金の貸付対象とされ、低利融資が受けられるよう特段の配慮をされたい。

理由

カツオ釣り漁業においてその豊富な未開発資源を開発し、生産性の向上を図るためには、漁場がさらに遠隔化し、現有のカツオ釣り漁船の規模では操業も困難であり、大型化と資本設備の高度化が強く要請され、早急にその促進を図らなければならない。

第一三八号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願

請願者 北海道上川郡樺木町一六ノ一〇
高畑智恵子外七十五名
紹介議員 岩間 正男君

特別被害米(黒しよく米)の発生防止及び農業共済制度の拡充整備のため、緊急に左記事項の実現を図られたい。

一、黒しよく米の発生地域へ調査団を派遣し、調査活動を行ない、防止対策にふさわしい大幅予算を国、道、市町村ともくむこと。
二、黒しよく米の発生防止対策の専門委員会、研究委員会を大学や農業関係団体の学術研究機関、農協、共済組合や農民組合の農業農民団体、被害農民等の協力により設置し、その原因究明や防止策を検討すること。

三、農業試験場、農業普及所を充実させ、食糧事務所、共済組合、農協、農民組合、自治体の営農関係等とも連携を密にして黒しよく米に關する部活動に研修会、懇談会を開催するなど農民への適切な指導援助を実施すること。

四、黒しよく米の大量発生に伴う農民の実損に對して、政府買入れ産米の規格外設定や災害適用・新設等の特別保障措置をとること。

五、黒しよく米の大量発生に伴う減反・転作の強要は行なわれないこと。

六、農業共済制度の拡充整備を図ること。

イ 特別被害米(黒しよく米、焼米、赤米)等の政府買上げ対象にならないものに對し、政府買入れ価格を基準にその実損を保障すること。

ロ 畑作、酪農・果樹等の共済制度の確立を急ぐこと。

理由

昭和四十六年、北海道をおそつた大冷害及び北海道上川管内を中心とする、政府買上げにも共済の対象にもならない原因不明の特別被害米(黒しよく米)の大量発生は、米作農民にかつてない打撃と不安を与えた。また米作のような共済制度の確立していない畑作・酪農・果樹等にとつてもよりいっそう困難な事態に直面している。とくに年々広がる黒しよく米の発生増加は、その発生原因・防止策が明らかでない現在、もしこのまま放置されるならば上川管内の米作急減はもちろん北海道の米作と農業にとつて重大な危機をまねくことになる。幾多の冷災害を経験してきた農民は、史上最高の冷災害に遭遇したのを機会として、いかなる天災や障害に際してもそれに対応できうる防止策・特別措置・保障制度等の拡充整備とすみやかな実現とを切実に望んでいる。

第一三九号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一四ノ一二

大多和勇外七十四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四〇号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一六線二二号
蔵本義夫外七十二名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四一号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一六ノ一三
石浜角二外六十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四二号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一四ノ一二
早坂藤吉外七十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四三号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一四ノ一二
谷口俊信外九十二名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四四号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一四ノ一二
谷口俊信外九十二名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四五号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一四ノ一二
上西行男外七十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四六号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一六ノ一二
清水元三郎外七十七名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四七号 昭和四十七年一月二十四日受理
特別被害米(黒しよく米)の発生防止対策等に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町一五ノ一二
香沢直蔵外八十三名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第二十条第二項中「左の」を「次の」に、「各々」を「それぞれ」に改め、「北海道にあつては百分の六十」の下に「(特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設については、百分の七十)」を加え、「前条第一項の特定第三種漁港については、」を「特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設については百分の七十、特定第三種漁港の係留施設については、」に、「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に改める。

第二十三条第三項中「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に、「しゅん功の見込」を「完了の見込み」に改める。

第二十四条の二中「しゅん功認定」を「事業完了の認定」に改める。

第三十九条第一項中「水域」の下に「又は公共空地」を、「建設」の下に「若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く)」を、「採取」の下に「土地の掘削若しくは盛土」を、「又は水面の下に」若しくは土地を加え、「埋立」を「埋立て」に、「但し」を「ただし」に、「又は漁港管理規程によつてする場合」を「若しくは漁港管理規程によつてする場合」に改める。

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律案
漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の三」に改める。

第三十九条「左」を「次に」に改め、同条第一号イ中「外かく施設」を「外郭施設」に、「こり門」を「閘門」に改め、同号ロ中「けい留施設」を「係留施設」に、「けい留浮標、けい船くい、さん橋、浮さん橋」を「係留浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋」に改め、同条第二号イ中「橋りよう」を「橋」に改める。

第六条中「左の通り」を「次のとおり」に、「辺すうの地」を「辺地」に改める。

てする行為又は農林省令で定める軽易な行為については「に改め、同条第二項中「前項の建設、採取、放流、放棄又は占用」を「前項の許可の申請に係る行為」とし、改め、同条第六項を削り、第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「同項の規定に違反して建設された工作物の除却その他」を「その行為の中止、その建設した工作物の改築、移転若しくは除却又は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 農林大臣は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を附することができる。

4 国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社又は地方公共団体（港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ農林大臣に協議することをもつて足りる。

5 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、次の各号の一に該当する者に対して、第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、すでに建設した工作物の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができ、

一 第一項の規定による許可に附した条件に違反した者
二 偽りその他不正な手段により第一項の許可を受けた者
第三十九條に次の一項を加える。

9 第五項若しくは第六項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による施設に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。

第五章中第三十九條の次に次の二條を加える。

（経過措置）
第三十九條の二 第五條第一項の規定による漁港の指定の際現に権原に基づき、前条第一項の規

定により許可を要する行為を行なつてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。第五條第二項の規定による漁港の区域の変更の際現に権原に基づき、その変更に伴ひ新たに前条第一項の規定により許可を要することとなる行為を行なつてゐる者についても、同様とする。

（土砂採取料及び占用料）
第三十九條の三 漁港管理者の長は、農林省令で定める基準に従ひ、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について第三十九條第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者の長は、規則の定めるところにより、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

4 農林大臣は、第三十九條第一項の規定による採取又は占用の許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る漁港の漁港管理者の長に通知しなければならない。

第四十五條中「左の」を「次の」に改め、同条第四號中建設、採取を「建設、改良、採取、掘削、盛土」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（施行期日）
2 国以外の者が特定第三種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又

は水域施設の修築に要するものに係る負担金で昭和四十六年度の予算に係るもの（昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の負担割合については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に権原に基づき、漁港の区域内の水域又は公共空地においてこの法律による改正後の漁港法第三十九條第一項の規定により新たに許可を要することとなる行為を行なつてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。

（地方自治法の一部改正）
4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六條の五に次の一號を加える。
四 漁港法（昭和二十五年法律第二百十七号）第三十五條又は第三十九條の三の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、土砂採取料、占用料及び過怠金

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案
中小漁業振興特別措置法の二部を改正する法律案

中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項第一號中「二千トン」を「三 thousand 五 hundred トン」に改め、同條第二號中「二千トン」を「三 thousand 五 hundred トン」に改め、同條第三號中「政令で定めるところにより」を「おおむね五年を一期として」に改める。

第四條の次に次の一號を加える。
（中小漁業構造改善計画の認定等）
第四條の二 指定業種のうちその業種に係る中小漁業の構造改善を図ることが当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の経営を安定させるため緊急に必要であると認められるもので政令で定めるもの（以下「特定業種」という。）に係る漁業（以下「特定業種漁業」という。）を営む中小漁業者を

「下」特定業種漁業」という。）を営む中小漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人（以下「漁業協同組合等」という。）は、その構成員たる中小漁業者が営む特定業種漁業に係る水産資源の利用の適正化、経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業（以下「構造改善事業」という。）について中小漁業構造改善計画（以下「構造改善計画」という。）を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第五條中「指定業種に係る漁業（以下「指定業種漁業」という。）を営む中小漁業者」を「次の各号に掲げる者」に、「その者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるように」を「当該各号に定める資金であつて、」に、「取得をするのに必要な資金」を「取得に必要なもの」に改め、同條に次の各号を加える。

一 指定業種に係る漁業（以下「指定業種漁業」という。）を営む中小漁業者（次号に掲げるものを除く。）当該指定業種に係る中小漁業について最初に定められた振興計画（当該振興計画が変更された場合には、その変更後の振興計画）に従ひ、当該振興計画に定める経営の近代化の目標に達するために必要な資金
二 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員たる中小漁業者であつて当該認定に係る特定業種漁業を営むもの 当該認定に係る構造改善計画に従ひ構造改善事業を実施するために必要な資金

第六條第三項中「第一項若しくは前項」を「前三項」に、「第一項」を「第一項若しくは第二項」に、「同項」を「第二項若しくは第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定

するを、前二項の規定によるに、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、第四條の二第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員たる中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものに対し、その者が当該認定に係る構造改善計画に従つて、特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人（会社及び法人税別表第三に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。）を設立することにより、当該特定業種漁業を営む中小漁業者のその漁業の生産性が著しく向上することとなることを認められる旨の認定をすることができ、本則に次の二条を加える。

（報告の徴収）
第八條 農林大臣は、第四條の二第一項の認定を受けた漁業協同組合等に対し、構造改善事業の実施状況について必要な報告を求めることができる。

（罰則）
第九條 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 漁業協同組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その漁業協同組合等の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業協同組合等に対して同項の刑を科する。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
附則第十七條に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第六十六條の四第一項第五号中「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第二項中「第六條第二項」とあるのは「第六條第三項」とする。

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案
漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案
（漁業協同組合整備促進法の廃止）

第一條 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）は、廃止する。

第二條 漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）は、廃止する。

（清算人の任命等）
第三條 農林大臣は、前條の規定により基金が解散したときは、遅滞なく、解散前の基金の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

2 農林大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、農林大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の基金の役員以外の者のうちからも任命することができる。

（清算人の代表権）
第四條 清算人は、基金を代表する。

（清算事務の監督）
第五條 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、農林大臣の定める清算計画に従つて清算を行わなければならない。
3 農林大臣は、予算があるとき、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命ずることができる。

（清算行為の特則）
第六條 清算人が次の行為をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 基金の財産の処分
二 訴えの提起
三 和解契約又は仲裁契約の締結
四 権利又は利益の放棄
（剰余財産の処分）

第七條 清算人は、附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第五十二條第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後において、なお剰余を生じたときは、基金の目的に類似する目的のためにその剰余財産を処分することができる。

（決算書類提出の義務）
第八條 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、前項の規定により決算報告書を農林大臣に提出するときは、清算に關する重要な書類、基金の帳簿及びその業務に關する重要な書類を添附しなければならない。

（民法の準用）
第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三條及び第七十八條から第八十一條までの規定は、基金の清算について準用する。

（罰則）
第十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の清算人は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第六條又は第八條第一項の

規定により農林大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたとき。

二 第五條第三項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三 附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第五十二條第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額をこえる分配をしたとき。

四 前條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 前條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（漁業協同組合整備促進法の廃止に伴う経過措置）
第二條 旧漁業協同組合整備促進法は、基金の解散及び清算に關しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 旧漁業協同組合整備促進法第十一條第一項に規定する整備組合の所得金額を計算する場合における同項に規定する欠損金の額の算入については、なお従前の例による。

3 旧漁業協同組合整備促進法第十四條第一項の勧告により合併した漁業協同組合に係る漁業権行使規則の変更又は廃止については、同法第十五條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）
第三條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の

進法第十五条」に改める。

外千六百六十九名

この請願の趣旨は 第七号と同じである

守筆者団本法制定之關する請願

礎として附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四号第十号の旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額又はその給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給与の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が百三十二万円に 1.01 を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三号の規定を適用して算定した額

2 昭和四十四年十月以前の旧法による年金であつて、前項の規定の適用を受けるものの以外のものである、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の六 昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(以下「昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法の規定による年金」と総称する)であつて、第二条の四第二項の規定の適用を受けるものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額

のうちいずれか多い額に改定する。

一 第二条の四第二項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に 1.01 を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三号の規定を適用して算定した額

二 イに掲げる額を平均標準給与の年額と、ロに掲げる額を旧法の平均標準給与の仮定年額と、ハに掲げる額を新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三号の規定を適用して算定した額

イ その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が百三十二万円に 1.01 を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三号の規定を適用して算定した額

ロ その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の仮定年額に、その給付事由

が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が百八十八万円に 1.01 を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三号の規定を適用して算定した額

ハ その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給与の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が百三十二万円に 1.01 を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三号の規定を適用して算定した額

2 昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法による年金であつて、前項の規定の適用を受けるものの以外のものである、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の二 次の各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 十三万四千四百円

二 遺族年金 六万七千二百円

合員についての当該資格の喪失資格、喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(以下「昭和四十七年九月以前の年金」と総称する)については、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、遺族年金については、第三条ただし書の組合員期間が二十年(組合員又は任意継続組合員である間に死亡したことによりその給付を受ける権利が生じた遺族年金については、十年)に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 十一万四百円

二 遺族年金 五万五千二百円

2 昭和四十七年九月以前の年金のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が昭和四十七年十月一日において六十五歳以上であるもの(第二条に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において六十五歳未満であるものを含む)については、前項の規定にかかわらず、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は障害年金 十三万四千四百円

二 遺族年金 六万七千二百円

3 昭和四十七年九月以前の年金で前項の規定の適用を受けるものの以外のものである、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これ

らの規定による改定後の年金額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 前条第三項の規定は、遺族年金に関する前二項の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

附則第十項中「昭和四十四年十月一日」を「昭和四十七年十月一日」に改め、「次の各号に掲げる年金」の下に「（以下昭和四十七年十月以後の年金）と総称する。」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三項の第三項ただし書の規定を準用する。

附則第十項第一号中「九万六千円」を「十一万四千円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万五千二百円」に改める。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員について」の当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。）を「昭和四十七年十月以後の年金」に、「当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした」を「その年金の給付事由が生じたに」、「七十歳」を「六十五歳」に改め、「その額が」の下に「次の各号に掲げる年金の区分に応じ」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三項の第三項ただし書の規定を準用する。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員について」の当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。）を「昭和四十七年十月以後の年金」に、「当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした」を「その年金の給付事由が生じたに」、「七十歳」を「六十五歳」に改め、「その額が」の下に「次の各号に掲げる年金の区分に応じ」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三項の第三項ただし書の規定を準用する。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員について」の当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。）を「昭和四十七年十月以後の年金」に、「当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした」を「その年金の給付事由が生じたに」、「七十歳」を「六十五歳」に改め、「その額が」の下に「次の各号に掲げる年金の区分に応じ」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三項の第三項ただし書の規定を準用する。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員について」の当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。）を「昭和四十七年十月以後の年金」に、「当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした」を「その年金の給付事由が生じたに」、「七十歳」を「六十五歳」に改め、「その額が」の下に「次の各号に掲げる年金の区分に応じ」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三項の第三項ただし書の規定を準用する。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員について」の当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。）を「昭和四十七年十月以後の年金」に、「当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした」を「その年金の給付事由が生じたに」、「七十歳」を「六十五歳」に改め、「その額が」の下に「次の各号に掲げる年金の区分に応じ」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三項の第三項ただし書の規定を準用する。

附則第十一項第一号中「十二万円」を「十三万四千四百円」に改め、同項第二号中「六万円」を「六万七千二百円」に改める。

附則第十二項中「昭和四十五年十月」を「昭和四十七年十月」に、「その額が同項各号」を「その額が同項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号」に、「七十歳」を「六十五歳」に、「その額を同項各号」に改める。

別表第五

期	間	の	区	分	率
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで					二・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで					一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで					一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで					一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで					一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで					一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで					一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで					一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで					一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで					一・一〇一

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第五項中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

附則第十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四千四百円」に、「七十歳」を「六十五歳」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に改める。

（昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する

項各号」を「その額を当該各号」に、「同項ただし書」を「第三条の第三項ただし書」に改める。

附則第十三項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

期	間	の	区	分	率
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで					二・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで					一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで					一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで					一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで					一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで					一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで					一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで					一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで					一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで					一・一〇一

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十五号）の一部を改正する法律の一部改正）

附則中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、附則第八項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 三十九年改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）の資格の喪失（組合員にあつては旧法第三十六条第一項の生存脱退事由による資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第三十七条の二第二項の任意資格喪失事由による資格の喪失をいう。）をした組合員又は任意継続組合員についての当該資格の喪失に係る旧法の規定による通算退職年金については、附則第六項の規定にかかわらず、昭和四十六年十一月分以後、この法律による改正後の

の法第三十七条の三第三項の規定を適用する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「法」という。）第六十二条第一項の改正規定は同年四月一日から、第四条及び次項の規定は公布の日から施行する。

（標準給付に關する経過措置）

2 農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給付を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、この法律による改正後の法第二十条第一項の規定の例による。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給付が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給付を改定する。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩猟者団体の法制定に關する請願（第三七四号）（第三八〇号）（第三八一号）

一、外国産生糸の輸入規制に關する請願（第四〇四号）

第三七四号 昭和四十七年二月十五日受理

狩猟者団体の法制定に關する請願（二通）

請願者 岡山県新見市西方二ノ二 三村武雄 外九十五名

紹介議員 黒住 忠行君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八〇号 昭和四十七年二月十六日受理

狩猟者団体の法制定に關する請願

請願者 熊本市川尻町一、〇五五 藤本功

外九十九名

紹介議員 園田 清光君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三八一号 昭和四十七年二月十六日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 佐賀県西松浦郡有田町二、四六二

坂口熊男外三十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四〇四号 昭和四十七年二月十七日受理

外国産生糸の輸入規制に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

清水漸

紹介議員 小山邦太郎君

外国産生糸の無秩序な輸入等により、わが国の糸価は、価格安定法に基づく基準糸価を維持しえない最悪の状態にあり、このような無制限輸入の状態をこのまま放置することは、わが国蚕糸業の基盤を根底から崩壊させるものであるから、早急に生糸の輸入規制について適切な措置を講ぜられたい。

二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件

農林省設置法第二十五條第四項及び第五項の規定により、輸出品検査所の支所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位置
東京輸出品検査所仙台支所	仙台市	

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩猟者団体法制定に関する請願(第四二三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四七八号)(第四八五号)(第四八六号)(第五一〇号)(第五二二号)
一、外国産生糸の輸入規制に関する請願(第四三七号)

第四二三号 昭和四十七年二月十八日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二二通)

請願者 富山県新湊市今井六二九ノ一 高倉修外七百四十九名

紹介議員 橘 直治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四六四号 昭和四十七年二月十九日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 岐阜県土岐市土岐津町土岐口二、一〇一土岐市獵友会内 曾村幸夫外三百八名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四六五号 昭和四十七年二月十九日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(五通)

請願者 熊本県宇土市浦田町五一熊本県獵友会宇土支部内 小山近外三百七十六名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四六六号 昭和四十七年二月十九日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二通)

請願者 岐阜県益田郡下呂町野尻二一九 梅田桂一外百九十一名

紹介議員 沢田 実君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四七八号 昭和四十七年二月二十一日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(二通)

請願者 長崎県北松浦郡小佐々町平原免四一八 坂下森広外七十九名

紹介議員 田口長治郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八五号 昭和四十七年二月二十二日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(十二通)

請願者 滋賀県高島郡マキノ町大字中庄 伊吹孝外百九十四名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八六号 昭和四十七年二月二十二日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 香川県高松市東植田町二、七二四 久保正男外三十二名

紹介議員 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五一〇号 昭和四十七年二月二十三日受理

狩猟者団体法制定に関する請願

請願者 香川県坂出市元町一ノ八ノ二〇 川原清外百七十二名

紹介議員 大松 博文君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五一二号 昭和四十七年二月二十三日受理

狩猟者団体法制定に関する請願(三通)

請願者 岐阜市鏡島西河原畑 大野栄外三百八十一名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四三七号 昭和四十七年二月十八日受理

外国産生糸の輸入規制に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内 母袋忠右衛門

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。